

不利益処分の処分基準

処 分 名		強制診断等拒否の場合の給付制限		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 63 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	国民健康保険法第 66 条		
	基 準	保険者は、被保険者等が、正当な理由なしに、第 66 条の規定による強制診断等に従わないなどの場合は、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				